



藤倉ゴム工業が藤倉ゴム工業<5121>株式の変更報告書を提出（保有減少）



藤倉ゴム工業<5121>について、藤倉ゴム工業が12月11日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「株券等保有割合が1%以上減少したこと株券等に関する担保契約等重要な契約を締結したこと」によるもの。

報告書によると、藤倉ゴム工業の藤倉ゴム工業株式保有比率は、2.29%と13.86%減少した。

報告義務発生日は、2013年12月4日。